

一般財団法人佐賀県環境クリーン財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人佐賀県環境クリーン財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県唐津市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、廃棄物処理施設を設置運営するとともに、廃棄物に関する各種事業を行うことにより、廃棄物の適正かつ高度な処理の確保を図り、もって県民の生活環境の保全及び産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の処理に関する事業
- (2) 市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の処理に関する事業
- (3) 廃棄物の適正処理、その他の啓発・学習に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、佐賀県内において行うものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) その他理事会において基本財産とすることを承認した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

2 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、評議員会において別に定める。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事会の決議により別に定める財産管理の規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第 3 章 評議員

(評議員)

第 11 条 この法人に評議員 3 人以上 5 人以内を置く。

- 2 評議員のうち 1 人を、評議員長とする。
- 3 評議員長は、評議員会において選定し、及び解職する。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

(評議員の資格等)

- 第 13 条 一般社団・財団法人法第 177 条で準用する一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項に規定する者は、評議員になることはできない。
- 2 評議員は、この法人の理事、監事又は職員を兼ねることができない。

(任期)

- 第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第 11 条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第 15 条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 4 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
 - (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 理事会において評議員会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要に応じて臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。ただし、評議員長が出席できないときは、評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。この場合において、理事及び監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 22 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項は評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長が記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 25 条 法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第5章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 3 理事のうちから専務理事及び常務理事を置くことができるものとし、これらをもって一般社団・財団法人法第197条で準用する一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第2条の2第1項で規定する特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員資格等)

第28条 一般社団・財団法人法第177条で準用する一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者は、役員になることはできない。

- 2 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他監事の職務及び権限として法令に定められた事項を行う。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、それぞれ退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより第26条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の決議を行う場合には、決議の前にその理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第 33 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、この法人の職員を兼ねる理事には、職員としての給与を支給する。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うための費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

(取引の制限)

第 34 条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と
その理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第 35 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用される一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項に規定する理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の賠償責任について、一般社団・財団法人法第 198 条において準用される一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項に規定する要件に該当するときは、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から一般社団・財団法人法第 198 条において準用される一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる額（次項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、理事会の決議によって、一般社団・財団法人法第 198 条において準用される一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項第 2 号ロに規定する外部理事及び一般社団・財団法人法第 198 条において準用される一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項に規定する外部監事（以下「外部役員」という。）との間で、一般社団・財団法人法第 198 条において準用される一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項に規定する賠償責任について、当該外部役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、最低責任限度額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 36 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が出席できないときは、理事会において出席した理事の中から選出する。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに記名押印する。

2 第 41 条の規定により理事会を開催せず提案の可決決議がなされた場合は、議事録にかわる書類を作成し、理事長の記名押印を行う。

(理事会運営規則)

第 43 条 法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 7 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 45 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第 47 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 8 章 公告の方法

(公告)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 49 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所長及び所要の職員を置く。

3 所長は、理事会の承認を得て理事長が選任し、及び解任し、所長以外の職員は、理事長が選任し、及び解任する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 補則

(委任)

第 50 条 法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 附則2の規定により、設立の登記の日を開始日とする事業年度の予算については、第9条の規定にかかわらず、当初予算から解散の登記の日の前日までに執行した金額を控除した残額をもってこれに充てる。
- 4 この法人の最初の理事、監事は、次に掲げる者とする。
理事 古谷宏、池田秀登、島内正彦、川副正康、貝原良太、末次豊春、樋渡仁美
監事 山本孝之、合満進
- 5 この法人の最初の理事長（代表理事）は古谷宏とする。
- 6 この法人の最初の専務理事（業務執行理事）は池田秀登とする。
- 7 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
牟田香、戸上信一、石丸博、世戸政明